証券コード4419
2022年６月６日

株　主　各　位

東京都千代田区九段北一丁目８番10号
住友不動産九段ビル９階
株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス
代表取締役社長ＣＥＯ　林　　良　太

第８回定時株主総会招集のご通知

拝啓　初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
　今般当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主総会は株主様と会社との大事な対話の機会であり、本来であれば多くの株主様にご出席を賜りたく存じます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に関する現状を鑑み、今年度、株主様におかれましては、可能な限り、議決権行使書の返送により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年６月21日（火）午後７時00分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　　2022年６月22日（水）午前10時00分～（受付開始　午前９時30分）

２　場　　所　　ベルサール九段　Ｒｏｏｍ４
（東京都千代田区九段北一丁目８番10号 住友不動産九段ビル４階）

３　会議の目的事項
＜報告事項＞　１．第８期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第８期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

＜決議事項＞　第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件
第３号議案　取締役１名選任の件

以　上

お願い　株主総会の議決権は、同封の議決権行使書をご郵送いただくことでも行使することが可能ですので、今年度は株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

ご来場に際しましては、マスクをご着用ください。また、感染予防措置として受付前の検温やアルコール消毒等を予定しております。発熱や咳等の症状の見られる株主様はご入場いただけません。また、座席数の関係上、ご入場をお断りする場合がございます。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://hd.finatext.com/）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://hd.finatext.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主様向けライブ配信・質問方法のご案内

本総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信ならびに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1．配信日時

2022年６月22日（水）午前10時00分～

2．アクセス方法

接続先：https://web.sharely.app/login/hd-finatext-8

＜必要事項＞株主番号、郵便番号、保有株式数

① 上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている上記必要事項の３項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

【バーチャル株主総会Sharely問合せ窓口】

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2022年６月22日（水曜日）午前９時00分～株主総会終了時まで

3．事前質問方法

「2. アクセス方法」にしたがってログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

［事前質問受付期間］

2022年６月７日（火曜日）午後１時00分～2022年６月20日（月曜日）午後６時00分

※受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合、ご質問内容によりすべてのご質問にお答えできない場合があります。

以上

＜注意事項＞

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、決議にご参加いただくことができません。株主の皆様におかれましては、議決権の行使につきましては議決権行使書の返送による事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月21日（火曜日）午後７時00分までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- 動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のみの撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
  https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の理由

（１）文言の修正を行うものであります（変更案第９条第１項第２号）。

（２）株主総会の活性化・効率化・円滑化及び新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、新設するものであります（変更案第15条）。なお、変更案第15条については、本株主総会での決議に加え、株主さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令に定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

（３）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります（変更案第16条及び附則）。

（４）会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第309条第１項に基づき、株主総会決議の方法に関する規定について定足数を排除するための変更を行うものであります（変更案第18条第１項）。

（５）その他、条文の新設に伴い必要となる条数を新設するものであります。

2．定款変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第２章　株式	第２章　株式
（単元未満株主の権利制限） 第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 (2) 取得制限付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株主の権利制限） 第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　（現行どおり） (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（新設）	（場所の定めのない株主総会） 第15条　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会の参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
第16条　（条文省略）	第17条　（現行どおり）
（決議の方法） 第17条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	（決議の方法） 第18条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2．会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。	2．（現行どおり）
第18条～第46条　（条文省略）	第19条～第47条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（新設）	（附則） 1．現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第１６条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１５条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件は、純資産の部における項目間の振替処理であり、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の損益及び純資産の額の変動はございません。

１．減少する資本金の額
資本金1,847,112,982円のうち、1,797,112,982円を減少し、50,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストックオプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

２．減少する資本準備金の額
資本準備金9,440,952,919円のうち、9,415,952,919円を減少し、25,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストックオプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

３．資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生ずる日
2022年７月26日（予定）

第３号議案　取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役戸田真史が辞任により退任いたしますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式数
新任	田島悟史 (1989 年 8 月30日生)	2012年4月 株式会社VOYAGE GROUP (現 株式会社CARTA HOLDINGS)入社 2019年2月 株式会社Finatext入社 ※候補者とした理由 株式会社Finatext入社時より、当社グループ全体のシステム及びセキュリティ体制の構築・運用を牽引してまいりました。当社グループのさらなる発展のために、新たに選任をお願いするものであります。	0株

（注）１．上記取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を補填することとしております。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

【添付書類】

事　業　報　告

（自　2021 年 4 月 1 日
至　2022 年 3 月31 日）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「金融を'サービス'として再発明する」をミッションに掲げております。このミッションのもと、金融サービス事業者向けの次世代クラウド基幹システムの提供等を通じて、パートナー企業とともに人々にとって遠い存在である金融サービスを暮らしに寄り添ったものにすることを目指しております。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、わが国経済において景気の先行き不透明感が広がっているものの、金融サービスにおけるデジタルトランスフォーメーションが急速に後押しし、当社グループが提供するサービスのニーズもより一層高まっていると認識しております。

このような事業環境のもと、当連結会計年度においては、継続的な事業成長を実現するため、引き続き人材採用や機能拡充に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、前連結会計年度末以降、金融インフラストラクチャ事業のパートナー数が増加、ビッグデータ解析事業のデータライセンス契約件数が増加したことにより、フロー収益及びストック収益が拡大し、当連結会計年度における売上高は2,724,097千円、営業損失は542,605千円、経常損失は588,919千円、親会社株主に帰属する当期純損失は669,944千円となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

（ｉ）金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業では、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして顧客に提供するものであります。

証券インフラストラクチャビジネスでは、当連結会計年度においては、新規パートナーの獲得に向けた「BaaS」の機能及び金融商品の拡充と、合意済みのパートナーとのサービスローンチに向けた初期開発に注力いたしました。「BaaS」の機能及び金融商品の拡充については、米国株式や合同金銭信託の取り扱いを開始したほか、独自性のある投資一任サービスを迅速かつ容易に構築できるプラットフォーム「Digital Wealth Manager」を開発いたしました。サービスの初期開発については、IFAの株式会社Japan Asset Managementによる独自の資産運用サービス「JAM WRAP」並びにニ

ッセイアセットマネジメント株式会社による個人向けファンドラップサービス「Goal Navi」の２件をローンチしました。この結果、「BaaS」上での稼働サービス数は５サービス（前連結会計年度末時点：３サービス）となっております。

保険インフラストラクチャビジネスでは、当連結会計年度においては、新規パートナーの獲得に向けた「Inspire」の機能拡充として、保険金自動送金機能をはじめ複数の機能追加を行ったほか、合意済みのパートナーへの「Inspire」の初期導入支援に注力し、株式会社エポス少額短期保険ならびに日本生命保険相互会社の子会社であるニッセイプラス少額短期保険株式会社へ「Inspire」を導入いたしました。その結果、「Inspire」の導入企業数は４社（前連結会計年度末時点：２社）となっております。

コスト面については、証券インフラストラクチャビジネス及び保険インフラストラクチャビジネスともに、将来のビジネス拡大を見据え、引き続き人材採用、機能拡充の先行投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の金融インフラストラクチャ事業の売上高は1,127,366千円、セグメント損失は784,286千円を計上しました。

（ⅱ）フィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援を行っております。

ソリューションビジネスでは、株式会社三菱UFJ銀行に当社のソリューションが採用され、同社の「Money Canvas」のシステム構築支援プロジェクトを納品いたしました。

以上の結果、新プロジェクトからのフロー収益が拡大し、当連結会計年度のフィンテックソリューション事業の売上高は832,736千円、セグメント利益は112,748千円となりました。

（ⅲ）ビッグデータ解析事業

ビッグデータ解析事業は、ビッグデータを保有する企業のデータ利活用の促進を支援しており、企業の持つビッグデータを機関投資家や官公庁に提供するデータライセンスビジネスや、企業のデータ利活用を支援するデータ解析支援ビジネスを行っております。

データライセンスビジネスでは、機関投資家向けにオルタナティブデータを提供する「Alterna Data」において、顧客層拡大のためレポートサービス及びウェブポータルサービスの拡充に注力いたしました。

以上の結果、「Alterna Data」の契約件数が伸長し、当連結会計年度のビッグデータ解析事業の売上高は763,994千円、セグメント利益は144,775千円となりました。

(2) 資金調達の状況

公募増資による2,800千株の新株発行により3,341,100千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は186,718千円であり、その主なものは、ソフトウェアの取得182,375千円、什器備品の取得4,342千円であります。

(4) 財産及び損益の状況

区分	自2017年12月１日 至2018年11月30日 第５期	自2018年12月１日 至2019年11月30日 第６期	自2019年12月１日 至2021年３月31日 第７期	自2021年４月１日 至2022年３月31日 第８期 (当連結会計年度)
売上高	―	1,707,470千円	2,751,375千円	2,724,097千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	―	△1,566,803千円	△1,012,561千円	△669,944千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	―	△55円36銭	△35円78銭	△16円36銭
純資産	―	7,352,538千円	6,485,951千円	9,189,127千円
総資産	―	11,027,879千円	12,655,096千円	15,854,286千円
１株当たり純資産	―	37円02銭	△62円58銭	176円10銭

(注) １．当社では当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。第６期及び第７期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

２．当社は、2020年６月５日開催の臨時株主総会により、決算期を11月末から３月末に変更しております。従って、第７期は2019年12月１日から2021年３月31日までの16ヶ月間となっております。

３．１株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、「金融を'サービス'として再発明する」というミッションを実現するために、子会社の事業を通じて金融インフラストラクチャ事業、フィンテックソリューション事業及びビッグデータ解析事業の展開を行い、特に、金融インフラストラクチャ事業の機能拡充とパートナー数の拡大に取り組んでおります。また、当社グループでは、事業拡大を目指して開発投資や人件費・採用費を中心に積極的な先行投資を進めており、2022年３月期までの経営成績は営業損失を計上しております。当社の成長事業である金融インフラストラクチャ事業は、サービス数が増加しても当社グループの広告宣伝費は著しく増加せず、機能拡充のための開発費もパートナー数が増加するほど1社あたりの費用負担は低減する傾向にあるため、収益性の改善においては新たなパートナー企業の獲得及びエンドユーザー増加に伴うトランザクションの増加による売上高の拡大が重要になります。今後も開発投資や採用などの先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。そのためにはテクノロジーと金融の双方に明るい優秀な人材を採用し強い組織体制を整備することが重要であると考えております。

(6) 主要な事業内容

当社は、主にシステム開発業務や証券・保険関連業務を営む国内外の子会社の株式を所有し、それらの会社の事業活動を支配・管理することを事業目的としております。

当社グループは、以下の３つの事業を展開しております。

① 金融インフラストラクチャ事業

金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして顧客に提供しております。

② フィンテックソリューション事業

金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援として、ソフトウェアの受注開発及びサービスの提供を行っております。

③ ビッグデータ解析事業

ビッグデータを保有する企業から受領したデータを解析し、解析結果をライセンスとして外部に販売するデータライセンスビジネスと、金融機関や事業会社に対して、保有するビッグデータを活用したマーケティングやサービス改善、業務効率向上の支援を行い、開発委託費等を受領するデータ解析支援サービスビジネスを行っております。

(7) 主要な営業所及び従業員の状況（2022年３月31日現在）

① 主要な営業所

本社　東京都千代田区九段北三丁目２番11号　住友不動産九段北ビル４階

② 従業員の状況

企業集団の従業員数195名〔６名〕（前連結会計年度末比＋43名）

企業集団の従業員数は就業人員（業務委託契約締結者、及び派遣社員を除き、社外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（派遣社員を含む）は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　称	議決権比率	主な事業内容
株式会社Finatext	100.0%	モバイルアプリの開発・運営を通じた送客 リテール向けフィンテック・ソリューションの開発・運営 保険インフラストラクチャビジネスの提供
株式会社ナウキャスト	100.0%	経済関連ビッグデータ解析
株式会社スマートプラス	85.0%	金融商品取引業 証券インフラビジネスの提供
スマートプラス少額短期保険株式会社	90.0%	少額短期保険業
株式会社Teqnological	70.0%	ウェブ及びモバイルアプリの開発・運営
株式会社K-ZONE	50.1%	投資情報サービスの構築・運営

(9) 主要な借入先及び借入額（2022年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	112,500千円

２．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　174,000,000株
② 発行済株式の総数　48,754,628株
③ 株主数　14,595名
④ 大株主（上位10名）

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
林　良太	18,287,630	37.5
ａｕフィナンシャルホールディングス株式会社	3,203,385	6.6
ＧＩＣ　ＰＲＩＶＡＴＥ　ＬＩＭＩＴＥＤ　－　Ｃ	2,033,100	4.2
ＵＴＥＣ３号投資事業有限責任組合	1,931,558	4.0
ジャフコＳＶ５共有投資事業有限責任組合	1,764,182	3.6
株式会社ＧＣＩキャピタル	1,287,525	2.6
ＩＮＤＵＳ　ＪＡＰＡＮ　ＬＯＮＧ　ＯＮＬＹ　ＭＡＳＴＥＲ　ＦＵＮＤ，　ＬＴＤ	956,800	2.0
株式会社日本経済新聞社	933,408	1.9
渡辺　努	898,800	1.8
戸田　真史	700,020	1.4

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2022年３月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	林　　良　太	株式会社Finatext　取締役 株式会社ナウキャスト　取締役 株式会社スマートプラス　取締役 スマートプラス少額短期保険株式会社　取締役 株式会社Teqnological　取締役 株式会社K-ZONE　取締役
取締役ＣＦＯ	伊　藤　祐一郎	株式会社Finatext　取締役 株式会社ナウキャスト　取締役 株式会社スマートプラス　取締役 スマートプラス少額短期保険株式会社　取締役
取　締　役	戸　田　真　史	株式会社Finatext　取締役 株式会社ナウキャスト　取締役 株式会社スマートプラス　取締役
取　締　役	山　内　英　貴	株式会社GCIアセット・マネジメント　代表取締役CEO 株式会社GCIキャピタル　代表取締役 一般社団法人京都ラボ　代表理事 株式会社Digika　取締役
監　査　役	佐　藤　　守	株式会社Finatext　監査役 スマートプラス少額短期保険株式会社　監査役
監　査　役	野　村　亮　輔	エジソン法律事務所　パートナー 株式会社レトリバ　監査役 株式会社サンヨーホーム　監査役
監　査　役	片　岡　久　依	片岡久依公認会計士事務所　所長 監査法人Bloom　代表社員 株式会社ROMS　監査役 スタートバーン株式会社　監査役

（注）１．取締役　山内英貴氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
２．監査役　佐藤守氏、野村亮輔氏、片岡久依氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
３．当社は、取締役　山内英貴氏、監査役　佐藤守氏、野村亮輔氏及び片岡久依氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役　佐藤守氏は、長年にわたりグローバル金融機関において財務・会計・監査に携わり、企業金融や監査における豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役　野村亮輔氏は、弁護士として10年以上の企業法務経験に基づく豊富な知識と経験があり、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役　片岡久依氏は、公認会計士として長年にわたり有限責任監査法人トーマツにおいて様々な業種における監査に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。なお 、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの取締役、監査役であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2022年５月13日開催の取締役会決議により以下のとおり定めております。なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

１．基本方針

当社の取締役の報酬については、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、各取締役の役割と責務を踏まえ、適正な報酬水準となるような報酬体系とします。

２．役員報酬等の内容

当社の取締役に対する報酬は基本報酬及び賞与で構成するものとします。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会にて決定した総額の限度内とします。 基本報酬は、月次で支給するものとし、取締役の役位、職責、在任年数、会社の業績等を総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。役員賞与は、会社の経営状況に合わせ報酬限度額の範囲内において行い、賞与の配分は、取締役会の協議で決定するものとします。

3．取締役の個人別の報酬等の内容

個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長林良太がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役社長が最も適しているため、林氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。株式報酬型ストック・オプションは、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとします。

② 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	
取締役（社外取締役を除く）	28,800	28,800	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—
社外監査役	8,400	8,400	—	—	3

（注）1．取締役(社外取締役を含む)の報酬限度額は、2018年２月26日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。
2．監査役(社外監査役を含む)の報酬限度額は、2019年６月28日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。
3．上記には無報酬の社外取締役１名は含めておりません。

４．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職につきましては、前記「3．会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

社外取締役山内英貴氏が代表取締役を務める株式会社GCIキャピタルが当社の普通株式1,287,525株を保有しており、且つ当社子会社株式会社スマートプラスと取引関係を有しており、また、同氏が代表理事を務める一般社団法人京都ラボと当社子会社株式会社Ｔｅｑｎｏｌｏｇｉｃａｌ及び株式会社ナウキャストにおいて、それぞれ取引関係を有しておりますが、他の企業との取引と同様の取引条件であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。これら以外に当社との間で人的関係、資本関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

なお、その他の各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取　締　役	山　内　英　貴	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、グローバルな金融分野における豊富な経験、幅広い観点から、必要な発言を行っております。
監　査　役	佐　藤　　守	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、CFOや監査役経験者としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監　査　役	野　村　亮　輔	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
監　査　役	片　岡　久　依	当事業年度の取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,590千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51,390　〃

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準ずる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定方法を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3)非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、システムリスク管理態勢に関する検証業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

６．株式会社の支配に関する基本方針

現時点では、特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も社会情勢等の変化を注視しつつ検討を行ってまいります。

７．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、中長期的には安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。しかしながら、現時点で当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために創業以来必要な内部留保の確保を優先しております。内部留保資金については、当社グループの諸事業の事業資金、及び新規事業等に必要な成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

※　本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**15,620,047**	**流動負債**	**6,578,737**
現金及び預金	5,792,996	買掛金	22,300
売掛金	474,883	契約負債	110,064
契約資産	32,750	証券業における預り金	2,082,188
証券業における預託金	5,521,000	証券業における信用取引負債	813,203
証券業における信用取引資産	3,035,643	証券業における受入保証金	2,850,751
証券業における短期差入保証金	529,725	１年内返済予定の長期借入金	100,500
未収入金	55,436	未払法人税等	73,389
その他	177,612	その他	526,340
		固定負債	**37,993**
		長期借入金	37,500
		繰延税金負債	493
固定資産	**234,239**	**特別法上の準備金**	**48,428**
有形固定資産	**3,284**	金融商品取引責任準備金	29,289
無形固定資産	**62,329**	その他の準備金	19,139
投資その他の資産	**168,625**	**負債合計**	**6,665,159**
投資有価証券	47,840	**（純資産の部）**	
繰延税金資産	6,220	**株主資本**	**8,577,110**
長期差入保証金	111,085	**資本金**	**1,847,112**
その他	3,479	**資本剰余金**	**10,432,764**
		利益剰余金	**△3,702,767**
		その他の包括利益累計額	**8,703**
		その他有価証券評価差額金	169
		為替換算調整勘定	8,534
		新株予約権	**5,414**
		非支配株主持分	**597,898**
		純資産合計	**9,189,127**
資産合計	**15,854,286**	**負債純資産合計**	**15,854,286**

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

自　2021　年４月１日
至　2022　年３月31日

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,724,097**
売上原価		**1,057,532**
売上総利益		**1,666,564**
販売費及び一般管理費		**2,209,170**
営業損失（△）		**△542,605**
営業外収益		
受取利息	301	
受取配当金	43	
業務受託料	863	
その他	489	1,697
営業外費用		
支払利息	3,693	
株式交付費	35,463	
為替差損	4,711	
貸倒引当金繰入額	32	
その他	4,110	48,011
経常損失（△）		**△588,919**
特別利益		
債務免除益	22,290	
子会社清算益	4,334	26,624
特別損失		
減損損失	157,504	
金融商品取引責任準備金繰入	12,816	170,320
税金等調整前当期純損失（△）		**△732,614**
法人税、住民税及び事業税	70,214	
法人税等調整額	△78	70,135
当期純損失（△）		**△802,749**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△132,805**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△669,944**

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

2022年３月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,671,022**	**流動負債**	**150,465**
現金及び預金	3,562,752	１年内返済予定の長期借入金	75,000
前払費用	1,334	未払金	37,370
未収入金	91,770	未払費用	303
その他	15,165	未払法人税等	1,210
		預り金	1,150
		資産除去債務	16,100
		その他	19,332
		固定負債	**37,500**
		長期借入金	37,500
		負債合計	**187,965**
固定資産	**6,685,774**	**(純資産の部)**	
有形固定資産	**0**	**株主資本**	**10,163,248**
器具備品	0	**資本金**	**1,847,112**
投資その他の資産	**6,685,774**	**資本剰余金**	**9,440,952**
投資有価証券	47,840	資本準備金	9,440,952
関係会社株式	5,733,153	**利益剰余金**	**△1,124,817**
長期差入保証金	104,781	その他利益剰余金	△1,124,817
関係会社長期貸付金	800,000	繰越利益剰余金	△1,124,817
		評価・換算差額等	**169**
		その他有価証券評価差額金	169
		新株予約権	**5,414**
		純資産合計	**10,168,832**
資産合計	**10,356,797**	**負債純資産合計**	**10,356,797**

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月31日

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**291,126**
販売費及び一般管理費		**306,969**
営業損失（△）		**△15,842**
営業外収益		
受取利息	646	
受取配当金	2	
その他	286	935
営業外費用		
支払利息	2,657	
株式交付費	35,463	
その他	195	38,316
経常損失（△）		**△53,223**
特別利益		
債務免除益	22,290	
子会社清算益	4,334	26,624
特別損失		
減損損失	793	
関係会社株式評価損	15,808	16,601
税引前当期純損失（△）		**△43,200**
法人税、住民税及び事業税		1,294
当期純損失（△）		**△44,495**

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス
取 締 役 会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東 京 事 業 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　遠藤　英昭

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　森　直子

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングスの2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月20日

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス
　取　締　役　会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　遠藤　英昭

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　直子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役・内部監査部門等と意思疎通及び情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の事業を調査し、報告を受けました。

②事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス　監査役会

常勤監査役	（社外監査役）	佐藤　守	㊞
社外監査役		野村　亮輔	㊞
社外監査役		片岡　久依	㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第８回定時株主総会会場ご案内図

会 場　東京都千代田区九段北一丁目８番10号
ベルサール九段（住友不動産九段ビル）
４階 Room4

交 通　東京メトロ半蔵門線、都営新宿線　九段下駅
５番出口より徒歩約５分
東京メトロ東西線　九段下駅
７番出口より徒歩約３分

